

第69回伊那まつり おまつり広場出店要項

伊那まつりおまつり広場に出店を希望される方は、この要項をよく読みご理解いただいたうえで申し込みを行ってください。

- 開 催 日： A 令和8年8月1日(土) 午後4時～午後9時
B 令和8年8月11日(火・祝) 午後4時～午後9時
- 募 集 場 所： A 旧伊東電機工作所および西町県道上の一部
テント、キッチンカー
B 伊那市役所東側駐車場
テントのみ
- 申込必要書類： 下記書類をご提出ください。
・出店申込書 ※1日と11日で申込書が異なります。
・出店者スタッフ報告書
・租税公課等債権納入確認同意書
(団体・法人及び代表者が市外の場合は完納証明書または納税証明書)
・当日従事者名簿
・食品営業許可証の写し(飲食物を取り扱う場合のみ)
※申込多数の場合は抽選となる場合があります。
- 出 店 料： A 8月 1日：1ブースにつき 15,000円
B 8月 11日：1ブースにつき 25,000円
- 申 込 方 法： 1. 電子メール
2. 郵送または窓口への持参
- 提 出 先： 伊那市役所 商工観光部 観光課(市役所2階)
電話 78-4111(内線 2435)
- 提出締切日： 令和8年6月1日(月) 午後5時00分まで ※厳守・必着
- 受付完了までの流れ：
- | | |
|----------|----------------------|
| 出店受付開始 | 令和8年5月1日(金)午前8時30分から |
| ↓ | |
| 申込書類締切り | 令和8年6月1日(月)午後5時00分まで |
| ↓ | |
| 出店者抽選・発表 | 令和8年6月12日(金) |
| ↓ | |
| 出店者説明会 | 令和8年6月下旬予定 |
| ↓ | |
| 出店料金納入期限 | 令和8年6月30日(火)正午まで |

《出店の基本事項》

1. 長野県内にて営業を行っている事業所等に限り、出店申込ができるものとします。(所在地での営業の証明は食品営業許可証の提出書類等で確認します。) なお、申込多数となった場合は、下記優先順位(条件が同じ場合は抽選)等を勘案し、おまつり広場委員会により決定します。
 - ①伊那市内に本店・本社を有する者
 - ②伊那市内に支店・支社を有する者
 - ③伊那市外の事業所

※出店場所については、おまつり広場委員会で決定します。異議申立ては受け付けません。
※申し込みが予定店舗数に満たない場合は、2次募集を行う場合があります。当初の応募状況により、1. の条件を変更する場合があります。また、2次募集に対する出店可否は、当初の応募店舗の内容等も勘案し、おまつり広場委員会において判断します。
2. 出店の申込みは、1団体(1個人)につき1ブースです。1ブースの広さは、次のとおりです。
 - ・キッチンカー 間口7m×奥行2.5m以下
 - ・屋台、テント等 間口3.6m×奥行3.6m以下
3. おまつり広場の会場の準備・片付けが必須となります。「スタッフ報告書」により参加者の報告をしてください。
4. 出店の団体(法人)及びその代表者は、租税公課等の一切の債務がないことを条件とします。
 - (1)出店者の団体(法人)及びその代表者が伊那市内の場合は、租税公課等納入状況確認同意書を提出してください。
 - (2)団体(法人)及び代表者が市外の場合は、居住地に係る租税公課等を完納していることを条件とします。居住地の完納証明書(滞納がない証明書)または納税証明書を提出してください。
5. 出店に際し必要なテント、イス、机等の備品及び電気、ガス、水道などの設備は、出店者が用意してください。貸し出しは行いません。ただし、11日の出店では、各ブースにコンセント(2個口)を設置します。10A程度を目安に使用してください。なお、ブース内の照明については各店舗でご用意ください。
6. 暴力団関係者の出店及び立ち入りを禁止します。また、当日の出店営業に携わる方の名簿を必ず提出してください。必要に応じて警察へ照会します。
7. 営業は、おまつり広場終了時間の午後9時までです。終了後午後9時30分までには撤収を必ず完了してください。なお、路上へのキッチンカー出店の場合は、午後9時までに撤収を完了させてください。

《ゴミ対策》

1. 出店に伴い発生するゴミは各出店者が責任を持って持ち帰ってください。
2. 各店でゴミ箱またはゴミ袋を設け、各店で提供したゴミの返却を受けてください。また、収集したゴミは、各々責任を持って分別し処分してください。当日出店時に確認いたします。上記徹底されない場合は、その場で出店を中止して頂くことがあります。
3. 環境にやさしいイベントを定着させるべく、提供する容器等は原則紙製品を利用するようご協力ください。
4. 周辺に材料・油等が散乱しないよう調理台下周辺にブルーシート等を敷くなど環境美化の対策を講じてください。

5. 翌朝(6時30分～)のゴミ拾いは必ずご参加ください。欠席の場合、次年度以降に公募を行う際は出店を許可しません。
6. 当日のゴミの削減について、具体的な削減対応策(包装の削減、持ち帰り用ゴミ袋の用意等)を申込書に記入し、提出してください。(出店希望者が多数となった場合の選考材料とします。)

※祭りの後に、ゴミや油の散乱の苦情が実行委員会に届いています。同様の状況が続くと、おまつり広場の継続が困難になりますので、それぞれご協力をお願いします。

《衛生管理》

1. 保健所の許可が必要な場合は各自の責任で取得し、出店申し込みの際に食品営業許可証の写しを必ず添付してください。確認できない場合、出店を許可しません。(飲食物を取り扱わない場合は不要です。)
 - (1) 露店営業で取り扱える品目は1許可で1品目です。品目の数だけ許可が必要です。また、複数品目取り扱う場合は、品目ごとに区画が必要となります。
 - (2) 食品移動営業車(キッチンカー)は給排水タンクの容量で取り扱える品目が異なります。
 - (3) 応募にあたって、露店営業及び食品移動営業車に関する詳細やご相談は最寄りの保健所へお問い合わせください。
2. 出店に係る排水については、現地の排水溝は使用できません。各店舗で処理をしていただきます。

《販売関係》

1. 販売物には、お客様が確認できるよう品物の価格を表示してください。
2. キッチンカー外での持出し販売については一切禁止します。ビールサーバー等の持出し販売を行った出店業者は消費者の安全を守るため、出店を即時に禁止します。
3. 露店営業でのソフトクリーム等の製造販売を禁止します。自動殺菌機能が付いていない機械での製造は、安全確保ができないため、ほとんどのお祭りやイベント等で禁止されています。
4. 出店内外でのコンサート及び楽器の演奏を禁止します。
5. 出店業者は、当日必ず連絡がつく代表者または現場責任者を配置するようにしてください。
6. 外国籍の出店業者については、トラブルを避けるため、必ず日本語の通訳ができるスタッフを配置してください。

《火気対策》

1. ガソリンの取り扱いについては、特に注意し、適切に管理をしてください。出店者が各自で持ち込む火器等の取扱いについては、その責任はすべて出店者に帰属します。
2. 原因が出店者に帰属する事故については、伊那まつり実行委員会及びおまつり広場委員会、伊那市では一切の責任を負いません。
3. 消防法により、消火器の設置が義務付けられています。火器等の取扱いについておまつり広場委員会等の関係者から指摘があった場合、その指示に従っていただきます。
火器取扱い店舗については、1店舗につき1本以上の消火器(10型を基本・スプレー式は不可)を設置してください。

《出店料金関係》

1. 出店料金の入金は、出店者決定後の納入となります。出店料金の納入方法等は、出店者決定の際にご連絡します。また、入金の確認をもって出店確定となります。
2. 伊那まつりが中止となった場合の出店料金については、全額返金いたします。ただし、開催途中で中止となった場合は、出店料金の返金は致しかねます。

《申込方法・書類提出先》

1. 次のいずれかの方法でお申し込みください。

(1) 電子メール

件名に「伊那まつり出店申込」と明記し、下記の申込先メールアドレスに必要書類を添付のうえ、送付してください。

申込先メールアドレス : knk@inacity.jp

(2) 郵送または窓口への持参

必要書類を期日までに(令和8年6月1日(月)必着)、下記の住所まで提出してください。

提出先 : 〒396-8617 長野県伊那市新田3050番地

伊那市役所 商工観光部 観光課

※土日・祝日に持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分までに伊那市役所日直室まで持参してください。

《その他》

1. 出店が確定した後、やむを得ぬ事情等で出店を取り消す場合は、おまつり広場委員会事務局までご連絡ください。
2. お申し込みいただいた個人情報、本業務以外で利用することはございません。
3. 8月11日は会場付近で花火が打ち上がるため、風向きによっては花火の破片・火の粉が飛んでくる可能性があります。出店ブースへの汚損、損傷等が発生しても市及び実行委員会では一切の責任を負いません。
4. 雨天の場合は、伊那まつり全体の判断に従って中止とします。
5. 上記以外、問題が生じた場合は、おまつり広場委員会及び伊那まつり実行委員会の指示に従っていただくものとします。従えない場合は出店を禁止させていただきます。